

○ 佐賀県市町村職員共済組合組合会傍聴人に関する規則

（昭和39年3月3日）  
（佐共規則第5号）

**第1条** 組合会の会議を傍聴しようとする者は、組合員証又は組合員であることを認めるに足る書面を提示するか若しくはその旨を申し出て、別記様式に定める傍聴人名簿に自己の所属所及び住所を記載し署名のうえ、傍聴席に着かなければならない。

**第2条** 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 異様な服装をしている者
- (3) きょう器その他危険物と認められる物品を携帯する者
- (4) 旗、のぼり、看板その他標識、びら等の類を携帯した者

**第3条** 傍聴人は静しゅくを旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子を着用したまま傍聴しないこと
- (2) 拍手、喚声、私語その他けん騒にわたる行為をしないこと
- (3) 公然と可否を表明し又は騒ぎ立てて議事を妨害しないこと
- (4) その他議場の秩序を乱すおそれある行為をしないこと

**第4条** 傍聴人は、いかなることがあっても議場に立ち入ることはできない。

**第5条** 傍聴人は、すべて議長指揮命令に従わなければならない。

**第6条** 秘密会議を開く議決があったときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

**第7条** 傍聴人において、この規則に違反し、議長の制止に従わないときは、議長は退場を命ずる。

**第8条** 傍聴席は、組合会の開会前に議長が指定する。

**第9条** この規則に定めるもののほか、実施に関し必要なことは議長が決める。

附 則

この規則は、昭和39年3月3日から施行する。

組 合 会 傍 聴 人 名 簿

所 属 所	組 合 員 証 記 号 番 号	住 所	氏 名 (署名すること)